

令和8年6月

お客様各位

大垣西濃信用金庫

## 「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付の終了」および 「手形・小切手の最終振出期限の設定」に伴う各種預金規定等の改定について

平素は、大垣西濃信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」における「令和8年度末までの約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」に向けて、以下の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

今後一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付の終了

実施日	令和8年9月30日（水）
実施内容	他行を支払地とする手形・小切手の入金受付終了

#### 2. 手形・小切手の最終振出期限の設定

実施日	令和8年9月30日（水）
実施内容	手形・小切手の振出の終了

#### 3. 「各種預金規定」の改定

##### （1）改定日

令和8年10月1日（木）

##### （2）改定となる規定

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ①当座勘定規定   | ⑥定期預金共通規定 |
| ②普通預金規定   | ⑦積立定期預金規定 |
| ③貯蓄預金規定   | ⑧定期積金規定   |
| ④納税準備預金規定 |           |
| ⑤通知預金規定   |           |

「当座勘定規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第1条の2 (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>第1条 (省略)</p> <p>第1条の2 (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>
<p>第7条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>第7条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>
<p>第8条 (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日まで</u><u>に振り出された手形であることを確認</u>してください。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>第8条 (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手又は当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>

<p><b>第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</b></p> <p>(1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p><b>第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</b></p> <p>(1) 手形、小切手を振出し又は為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p><b>第 19 条（線引小切手の取扱い）</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（又は届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p><b>第 19 条（線引小切手の取扱い）</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（又は届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p><b>付則</b></p> <p><b>第 1 条</b> 令和 7 年 4 月 1 日より、当座勘定の新規受付を停止しています。</p> <p><b>第 2 条</b> 令和 7 年 4 月 1 日より、令和 9 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入れを停止しています。</p> <p><b>第 3 条</b> 令和 8 年 4 月 1 日より、自己宛小切手の発行および手形・小切手用紙の発行受付を終了しています。</p>	<p><b>付則</b></p> <p><b>第 1 条</b> 令和 7 年 4 月 1 日より、当座勘定の新規受付を停止しています。</p> <p><b>第 2 条</b> 令和 7 年 4 月 1 日より、令和 9 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入れを停止しています。</p> <p><b>第 3 条</b> 令和 8 年 4 月 1 日より、自己宛小切手の発行および手形・小切手用紙の発行受付を終了しています。</p>

<p><b>第4条</b></p> <p><u>当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を令和8年9月30日としております。</u></p> <p><b>第5条</b></p> <p><u>令和8年10月1日より、他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付を停止しております。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
---	----------------------------

「約束手形用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
1～2項 (省略)	1～2項 (省略)
3項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
4～7項 (省略)	4～7項 (省略)
<u>(削除)</u>	<u>8項 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
8項 (省略)	9項 (省略)

「為替手形用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
1～3項 (省略)	1～3項 (省略)
4項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	4項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
5～9項 (省略)	5～9項 (省略)
<u>(削除)</u>	<u>10項 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
10項 (省略)	11項 (省略)

「小切手用法」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
1 項 (省略)	1 項 (省略)
2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。
3～7 項 (省略)	3～7 項 (省略)
<u>(削除)</u>	<u>8 項 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください</u>
8 項 (省略)	9 項 (省略)

「普通預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
1. (省略)	1. (省略)
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます
(2)～(5) (省略)	(2)～(5) (省略)
3.～8. (省略)	3.～8. (省略)

「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～9. (省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～9. (省略)</p>

「納税準備預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～4. (省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～4. (省略)</p>

<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。</p> <p>(5) 省略</p> <p>6. ~ 8. (省略)</p>	<p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛ての当金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>6. ~ 8. (省略)</p>
---	--

「通知預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>1. ~ 2. (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>4. ~ 14. (省略)</p>	<p>1. ~ 2. (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4. ~ 14. (省略)</p>

「定期預金共通規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. ～11. (省略)</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. ～11. (省略)</p>

「積立定期預金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>4. ～12. (省略)</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>4. ～12. (省略)</p>

「定期積金規定」新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定後	改定前
1. (省略)	1. (省略)
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
(2) (省略)	(2) (省略)
3. ~15. (省略)	3. ~15. (省略)

4. 電子的な決済手段への移行

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減・印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがございます。

当金庫では、「インターネットバンキング」や「でんさい」などの電子決済サービスをご用意しておりますので、移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上